

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案【概要】

- 【目的】
- 税、保険料の徴収に関する業務の効率化推進 (歳出削減)
 - 納税者の利便性の向上促進 (窓口一本化)
 - 納付状況の改善 (収入確保)
- ※ 個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずる。

- 【設置】 ○ 内閣府に「歳入庁」を設置 (平成28年度中)
- 【業務】 ○ 歳入庁は、以下の業務を一元的に実施
- ・ 国税庁所掌業務
 - ・ 厚労省所掌の労働災害補償保険・雇用保険の保険料徴収業務
 - ・ 日本年金機構所掌の厚生年金保険・国民年金保険等の保険料徴収業務、被保険者の資格に関する業務 (協会けんぽを含む)
- 【定員】 ○ 現在の国税庁の職員の定員にできる限り近い必要最小限の定員
- 【検討】 ○ 歳入庁設置までに検討
- ① 管理責任の所在の明確化その他のその保有の個人情報保護のための体制の整備
 - ② ①の後早期にシステム統合、関係行政との連携強化
- その他の検討事項
- ・ 地方公共団体が歳入庁に地方税徴収業務を委託できる制度
 - ・ 標準報酬月額等の上限廃止、被用者に係る保険料率等の統一
 - ・ 日本年金機構の保有に係る個人情報の適切な管理

